

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30.11.21 第 197 回国会第 5 号

11 月 21 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 2 号）

- ・初鹿明博君（立憲）提出の修正案について、提出者初鹿明博君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・牧義夫君（国民）提出の修正案について、提出者牧義夫君（国民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び両修正案について、柴山文部科学大臣、滝波経済産業大臣政務官、石川経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人並びに修正案提出者初鹿明博君（立憲）及び牧義夫君（国民）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
（参考人）東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長 守谷誠二君
- ・原案及び両修正案に対し、義家弘介君（自民）、村上史好君（立憲）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）が討論を行いました。
- ・初鹿明博君（立憲）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一立憲、無会、共産、社民 反対一自民、国民、公明、維新、未来）
- ・牧義夫君（国民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成一国民 反対一自民、立憲、公明、無会、共産、維新、社民、未来）
- ・原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、国民、公明、維新、未来 反対一立憲、無会、共産、社民）

（質疑者及び主な質疑内容）

上杉謙太郎君（自民）

- ・本法律案の要点を文部科学省に何うとともに、今回の法改正と被災地の復興に向けた柴山大臣の決意を伺いたい。
- ・原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADRセンター）の和解仲介案について、被災者救済の観点から、法的な拘束力を持たせることを検討する必要があると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・本法律案において、原子力事業者の責任の範囲及び賠償措置額を変更しなかった理由について、文部科学省に伺いたい。
- ・被災者救済のため、中長期的に賠償措置額の見直しを行う必要があると考えるが、今後の政府における検討の在り方について文部科学省に伺いたい。

城井崇君（国民）

- ・国民提出の修正案において、国の責務の明確化を規定することとした趣旨について、同修正案提出者に伺いたい。
- ・東日本大震災における被害が甚大なものであったことに鑑み、国民提出の修正案のように原子力事業者の無

過失責任の例外事由である「異常に巨大な天災地変」を「過去に経験したことのない異常に巨大な天災地変」へと改めるべきと考えるが、柴山大臣の見解を伺いたい。

- ・損害賠償措置の在り方については、賠償措置額の引き上げを含め抜本的に見直すべきと考えるが、柴山大臣の見解を伺いたい。

金子恵美君（無会）

- ・原子力エネルギーの安全性について、柴山大臣の見解を伺いたい。併せて我が国の政策の中で原子力発電が重要なベースロード電源と位置付けられている理由について、経済産業省に伺いたい。
- ・東京電力（東電）福島原発事故により生じた損害賠償や廃炉等に必要となるコストを踏まえると、現在の損害賠償措置額では不十分であると考え、引上げを見送った理由について柴山大臣に伺いたい。

杉本和巳君（維新）

- ・東電福島原発事故により生じた廃炉や汚染水処理問題等のために、国がこれまでに負担した費用及び今後負担すべき内容と金額について、経済産業省に伺いたい。
- ・福島県の子供たちの甲状腺がん検診の頻度及びその結果について、環境省に伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・平成30年10月に原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会が取りまとめた報告書「原子力損害賠償制度の見直しについて」において、原賠ADRセンターの和解仲介手続を被害者が積極的に活用できるようにするための措置が必要とされたにもかかわらず、本法律案においては同内容が措置されなかった理由について、文部科学省に伺いたい。
- ・原子力損害の範囲判定は原子力損害賠償紛争審査会の指針において示されたもののほか、相当因果関係のある場合には個別具体的に指針の範囲を超えて賠償できるとされているにもかかわらず、現場では東電が因果関係の有無を判断している実態について、柴山大臣の見解を伺いたい。

吉川元君（社民）

- ・国内外の民間保険会社では対応しきれない損害が発生する可能性のある原子力事業を継続することの妥当性及び賠償措置額が1,200億円のまま据え置かれることについて、柴山大臣の見解を伺いたい。
- ・「原子力損害賠償制度の見直しについて」において、今後の損害賠償措置の在り方については、事故発生リスクの低減が見込まれていることなどから、損害賠償措置額の見直しを行わないとされているが、これは、東電福島原発事故と同程度の事故は今後起きないと想定しているということの意味しているのか、経済産業省に伺いたい。

笠浩史君（未来）

- ・東電福島原発事故の対応に必要な資金の試算額は次第に増加してきており、現在、国は21.5兆円と試算しているが、これ以上増加することはないか、経済産業省に伺いたい。
- ・本法律案により、原子力事業者に対して作成・公表が義務付けられる損害賠償実施方針の内容については、今後、文部科学省令により定められることとなるが、その具体的な内容及び作成までのスケジュールについて、文部科学省に伺いたい。

川内博史君（立憲）

- ・大学入学共通テストへの活用が予定されている「GTEC」（株式会社ベネッセコーポレーションが実施する4技能検定）について、事業者の社内体制（検定担

当部署と出版担当部署との間で情報交換不可等）を確認するなど、不公正が疑われることがないようにしておく必要があると考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。

- ・立憲提出の修正案において、「原子力損害の賠償に関する法律」の目的規定（第1条）から「原子力事業の健全な発達に資すること」を削除することとした理由について、同修正案提出者に伺いたい。
- ・今後における原子力損害賠償等に対する東京電力ホールディングス株式会社の現経営陣の覚悟を守屋参考人に伺いたい。
- ・被災者救済を第一とすることから、原賠ADRセンターの和解仲介案について、東電による受諾拒否を防ぐ観点からの対応策について政府に伺いたい。
- ・東海第二原子力発電所や福島第一原子力発電所について、原子力規制庁が日本中どこにでも起こり得ると認識している直下10kmでのM6.8の地震の発生による影響を想定すべきと考えるが、柴山大臣の見解を伺いたい。